

横浜国立大学国語・日本語教育学会会則

一、(名称)

本会は、横浜国立大学国語・日本語教育学会と称する。

二、(目的)

本会は、国語学・国文学・漢文学・国語教育・日本語教育・書写書道に関する研究を行い、併せて会員相互の親睦を図ることをもって目的とする。

三、(事業)

本会は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。

四、(会 員)

1. 機関誌の発行、図書の実行
 2. 研究会、講演会等の開催
 3. その他必要と認める事業
- 本会は、次のいずれかの項に該当し、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
1. 本学教官、附属学校教官、大学院生、学部学生および卒業生・修了生
 2. その他評議会の承認を得た者
 3. 本学教官であった者

五、(役 員)

なお、会員は機関誌の配布を受け、同誌に論文の投稿ができ、研究会等で研究発表をすることができる。本会の役員は、次の任務を遂行する。

1. 代表 一名
2. 評議員 若干名
3. 運営委員(庶務、編集、会計) 若干名
4. 会計監査 二名

六、(任 務)

本会の役員は、次の任務を遂行する。

1. 代表は会を代表し会務を統括する。
2. 評議員は会の運営に関する事項を審議または決定する。
3. 運営委員はそれぞれの会務を執行する。
4. 会計監査は会計を監査する。
- 七、(選 出)
本会の役員は、次の方法により選出する。
代表・評議員・運営委員・会計監査は会員の中から、それぞれ総会の議を経て選出する。
- 八、(任 期)
本会の役員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。
- 九、(名誉会員)
本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は評議会で推薦し総会で承認する。
- 十、(総 会)
本会は年一回の総会を開き、事業の報告、予算決算の審議と承認、役員を選出と承認などを行う。
- 十一、(会 費)
本会の経費は、会費・寄付金その他をもってこれに当てる。会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 十二、(事務局)
本会の事務局は、横浜国立大学教育人間科学部国語・日本語教育講座に置く。
- 十三、(会則変更)
本会則の変更は、総会の議を経るものとする。

付 則

1. 会費は年額一人二千円とする。ただし、学部学生は千円とする。
2. 会費のほかに、会務の円滑な運営を図るため、賛助会費を申し受ける。賛助会費は任意とし、一口千円とする。
3. 機関誌の発行は年一回とし、発行の時期は三月とする。
4. 本会則は、昭和五十七年七月十日から施行する。
5. 本会則は、平成十二年十二月二日から改正施行する。

郵便振替 口座番号 0023016152925

加入者名 横浜国立大学国語・日本語教育学会